

令和3年

第4回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和3年4月26日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西川克己 柏木博 吉川正守 屋正三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第8号 農地法第5条の規定による許可について
議案第9号 農地利用集積計画書の決定について
議案第10号 非農地証明書交付申請の承認について
議案第11号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について
議案第12号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について
報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
報告第2号 農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書について
報告第3号 農地法第3条の3の規定に係る届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和3年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、15番青木貞治委員と1番西方敬委員を会議録署名委員として指名いたします。

また、本日は件数が多いので議事日程の朗読と説明は省略いたします。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第8号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は、生沢の町道と不動川に挟まれた場所に位置する市街化調整区域の第3種農地で、福祉施設の建設のために農地転用するものです。近隣には大学の付属病院があり、周囲は民家が少なく、農地や資材置場が連たんしている環境のため当該地を選んだとのことです。また、転用することによる周辺農地への影響はなく、北側の隣接農地も施設の建設と並行して駐車場として一部を転用する予定です。

なお、4月9日に西方会長職務代理者と生沢地区担当の竹内委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第8号1番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第8号1番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地の西側は不動川沿いの道路、南側は資材置場、東側は町道を挟んで畠、北側は農地ですが一部を福祉施設の駐車場として転用する予定ですので、周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございました。転用による周辺農地への影響はないとのことです。

それでは議案第8号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第8号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第8号1番は原案とおり決定いたしました。以上で議案第8号を終わります。

議長 それでは次に、議案第9号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第9号は議案書2ページから4ページの6件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから7ページをご覧ください。

大磯町長より令和3年4月7日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。まず、1号と2号について説明します。

事務局 《議案第9号1番と2番を朗読・説明》

書記 議案第9号1番と2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、地元農家と昨年に農業参入した一般法人で、使用貸借の再設定をすることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、4月9日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第9号1番と2番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第9号1番と2番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

長期間の利用権の再設定をすることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

では議案第9号1番と2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 1番について農地を借りる農家の耕作面積が非常に大きいのですが、営農拡大というこ

とでよろしいでしょうか。

書記 農地の借受人は稻作やミカン畑など精力的に営農されている専業農家の方で、今回は利用権の再設定での営農拡大となります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第9号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号1番と2番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第9号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第9号3番を朗読・説明》

書記 議案第9号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、地元農家で、使用貸借の再設定をすることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、4月9日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第9号3番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。議案第9号3番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

長期間の利用権の再設定をすることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

では議案第9号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 納税猶予を受けている農地で他の農家が耕作を行うことは問題ありませんか。

書記 営農のすべてを行っている場合は常時従事となり問題になりますが、草刈りや耕耘、作

物の管理など営農の一部について手伝うことは補助従事なので問題ありません。所有者の方はまだ勤め人のため知り合いの農家に手伝っていただいていることです。

委員 農地の一部、おそらく軽トラックの駐車場所だと思われますが、草刈りがされていないので、そういったところもきちんと管理するように指導してほしい。

書記 わかりました。農地所有者に指導を行います。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第9号3番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号3番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第9号4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第9号4番を朗読・説明》

書記 議案第9号4番は農地中間管理制度による新規の賃貸借契約となります。

借り手は、かながわ農業サポーター出身の農家で、既に隣接農地を賃借しており、営農拡大を図ることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、4月9日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第9号4番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第9号4番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は現在耕作をしている農地2筆の隣接地で、営農拡大により農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

では議案第9号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第9号4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号4番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第9号5番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、この議案については農業委員の福島委員と鈴木委員が当該土地の賃借に関わる法人に属しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで両委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《福島委員と鈴木委員退室》

事務局 《議案第9号5番を朗読・説明》

書記 議案第9号5番は農地中間管理制度による賃貸借契約の再設定となります。

借り手は、一般法人で昨年に当該農地を賃借していましたが、農地に隣接する高圧鉄塔に係る保善工事の工事用地として一時転用するために合意解約をした経緯があります。今回、再設定することで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、4月9日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第9号5番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第9号5番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地の賃借を再設定することで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

では議案第9号5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第9号5番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号5番は原案とおり決定いたしました。
採決が終わりましたので、福島委員と鈴木委員には入室・着席していただきます。

《福島委員と鈴木委員入室・着席》

議長 次に議案第9号6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第9号6番を朗読・説明》

書記 議案第9号6番は、農地中間管理制度による使用貸借契約の新規設定となります。
借り手は、この地区で営農をしている町外の農家で、今回の営農拡大により農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。
なお、4月9日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第9号6番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。議案第9号6番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。
借り手は、この地区でチップ農法を行っている町外の農家で、地元農家が耕作できなくなった農地を長期間に渡って使用貸借することで、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことです。
では議案第9号6番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 2筆の内、広い方の農地は周囲より2メートル程度低い位置にあり、雨水排水に難があると考えられますが、どのような対策を考えているのでしょうか。

書記 周囲からの雨水排水が農地に流入しないよう、農地の周囲に大きな溝を掘り、雨水を一時的に貯留するようです。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第9号6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号6番は原案とおり決定いたしました。
なお、議案第9号1番から6番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第10号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第10号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の8ページをご覧ください。

《議案第10号1番を朗読》

書記 議案第10号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することができるです。

当該農地は、市街化調整区域の第3種農地で、線引き前より資材置場として使用されており、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、議案第10号1番につきましては、4月9日に西方会長職務代理者と、生沢地区担当の竹内委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。議案第10号1番につきましては、現地調査をお願いした竹内委員から説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第10号1番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私及び事務局2名で現地調査を行いました。

当該農地は農地性がない状況であることを確認しました。また、隣接農地はなく、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運用指針に基づき非農地に該当することです。これより、質疑に入ります。意見のあ

る方は举手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第10号1番について申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は举手をお願いします。

《举 手》

議長 賛成者全員により、議案第10号1番は申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 それでは次に、議案第11号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第11号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」をご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の6ページから13ページをご覧ください。

事務局 《議案第11号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき作成しました。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑にはいります。意見のある方は举手をお願いします。

委員 ここに示されている数字は昨年の町全体のものだと思いますが、新規就農者数や農地の斡旋、耕作放棄地について地区ごとのデータを公表しないのですか。

書記 様式が決められていますので各数値については合計の数値となります。

委員 新規就農者は町内以外の方も含めていますか。

書記 町内及び町外から大磯町に新規就農した農家または新規参入した法人の数となっています。

委員 大磯町の中心的な農家は70代の方が中心だと思います。そうすると、10年後には農業ができなくなっていますが、子どもが後を継がない、継ぎたくないということで後継者がいない農家が増加しています。後継者のいる農家は何割くらいあるかわかりますか。

書記 正確な数字は把握していませんが、専業農家のうち親子で農業をしている世帯以外は基本的には後継者がいないと考えられます。定年後に農業を継ぐことを考えている方もいると思いますが、技術と経験がないと営農することが困難であることは委員の皆さん方が十分ご存じだと思います。昨年、生沢地区と虫窪地区で人・農地プラン説明会を行いましたが、農地所有者の将来の意向を調査し、後継者や担い手の問題について地区の農業者が話し合うことで解決策を模索しています。

委員 人・農地プランの実質化で地域の担い手の創成に役立てようということですね。

書記 人・農地プランにより、地域の中心となる担い手を決めて、農地を集約することで農地の効率的な活用を図ります。

委員 生沢地区の人・農地プラン説明会で感じたことは、出席者は60代から70代の方ばかりで50歳以下の方はいなかった。このままですと10年後は農業をしている方がどれだけいるのかと心配になった。

書記 地元に農家の後継者がいない場合は、他の地区や町外からの新規就農者や新規参入法人に担い手になっていただき、その担い手に農地を貸し出すことで農地の遊休化を防止することになります。農業委員会ではこれらの農家や法人に対して農地の斡旋などを行い、継続的な営農が図られるようサポートしていきます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第11号については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

《举手》

議長 賛成者全員により、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第12号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第12号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書14ページから16ページをご覧ください。

事務局

《議案第12号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第11号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 違反転用ですが、この面積は累計ですか。

書記 こちらは令和3年4月現在の違反転用が確認できた農地の合計面積となります。

委員 状況の悪質化が懸念されますが、具体的にどういったことですか。

書記 通常、口頭指導や文書による指導により是正に従いますが、長期化しているものは是正指導に従わない、違反事業者が逃げてしまうといったことがあります。

委員 違反をしている農地は市街化区域も含めていますか。農地区分は農振農用地ですか。

書記 市街化区域は届出で転用が可能ですので、農地以外の用途に使われている場合は届出をするよう指導しています。ここに示されている違反転用は、転用許可が必要な市街化調整区域の農地です。また、違反転用をしている農地は農振農用地が多くなっています。

委員 万田道沿いに違反転用をしている広い農地が見られるが、指導はどうなっていますか。

書記 違反転用されている農地は2カ所あります。各々、町内と町外の事業者が資材置場として使用していますが、1件については指導に従って是正すると回答を得ていますが、もう1件については是正に従う意思が見られないのが現状です。

委員 遊休農地に関する措置という項目の中で、できれば鳥獣被害についても明記してほしい。農地の遊休化の一因にイノシシ被害が挙げられると思います。町では電気柵を推奨していますが、一部の農家を除けば、こういった投資は農業収入と比較して割が合わない農家が多いと思います。結果として農地が耕作放棄地となっていることが多いと考えられます。

委員 今年度の県要望に鳥獣被害に対する抜本的な対策をとされていましたが、具体的にはどういったことをするのですか。

書記 各市町村で対策を行ってもイノシシなどは移動しますので、広域的な捕獲駆除を効率的に実施してほしい旨の要望を提出しています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第12号について決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書17ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の9ページと10ページをご覧ください。最初に報告第1号1番について朗読と説明をします。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。報告第1号1番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地がきちんと耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。次に報告第1号2番について朗読と説明をお願いします。

事務局 《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局2名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。報告第1号2番の農地について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地が耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は举手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第1号2番を終わりにします。

議長 続きまして、報告第2号「農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書」につきましては、議案書18ページと19ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の11ページと12ページをご覧ください。

最初に報告第2号1番から3番を説明します。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番につきましては、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条に基づき、面積が2アール未満で必要最小限の規模の農業用施設に限り、農地転用の適用除外が認められています。

届出の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局2名で現地確認を行い、届出どおりであることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第2号1番から3番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。報告第2号1番から3番について、4月9日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該地の農業用施設はすべて届出どおり設置されていることを確認しています。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第2号1番から3番を終わりにします。

次に報告第2号4番について朗読と説明をお願いします。

事務局 《報告第2号4番を朗読》

書記 報告第2号4番の届出の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、寺坂地区担当の野崎委員及び事務局2名で現地確認を行い、届出どおりであることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第2号4番につきましては現地調査をお願いした寺坂地区担当の野崎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（野崎） 5番野崎です。報告第2号4番について、4月9日に私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該地の農業用施設は届出どおり設置できることを確認しました。

事務局 《報告第2号4番をプロジェクターで補足説明》

議長 ただ今の報告第2号4番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第2号4番を終わりにします。

議長 次に、報告第3号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書20ペ

ページと 21 ページの 3 件でございます。

事務局 《報告第 3 号 1 番から 3 番を朗読》

書記 報告第 3 号 1 番から 3 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 3 号 1 番から 3 番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。

議長 次に報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書 22 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 13 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 4 号 1 番を朗読》

書記 報告第 4 号 1 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 4 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和 3 年第 4 回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 2 分)